（独立行政法人国立印刷局法の一部改正）

第六十八条　独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（行政執行法人）」に改め、同条中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第九条を次のように改める。

（理事長及び理事の任期等）

第九条　通則法第二十一条の三第一項の個別法で定める期間は、二年とする。

2　理事の任期は、二年とする。

第十三条中「以下」を「次条において」に改める。

第十五条第一項中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る」を「毎事業年度、」に改め、同項第一号中「当該中期目標の期間（以下この項及び次項において「当該期間」という。）の直前の中期目標の期間（次号において「前期間」という。）の最後の事業年度」を「当該事業年度（以下この項及び次項において「対象事業年度」という。）の直前の事業年度（次号において「前事業年度」という。）」に、「当該期間の最後の事業年度」を「対象事業年度」に改め、同項第二号中「前期間の最後の事業年度」を「前事業年度」に、「当該期間の最後の事業年度」を「対象事業年度」に改め、同条第二項中「当該期間」を「対象事業年度」に、「中期目標の期間」を「事業年度」に、「第三十条第一項の認可を受けた中期計画」を「第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第十七条第二項を削る。

第十八条中「第二十九条第一項」を「第三十五条の九第一項」に、「中期目標」を「年度目標」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第二十条の見出し中「要請」を「命令等」に改め、同条第一項中「実施すべきことを要請する」を「とるべきことを命ずる」に改め、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「財務大臣の要請又は」を削る。

第二十一条中「、主務省」及び「、財務省」を削る。

第二十三条に次の一号を加える。

三　第二十条第一項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第六十九条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第二項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項第二号ロ及び同条第三項第一号イ中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同号ハ及び同項第二号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改め、同条第五項第一号イ中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同号ロ中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第八十八条第一項第一号ホ中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改め、同条第二項第一号ホ中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に、「第二十一条第三項」を「第二十一条第二項」に改める。

第九十九条第一項第一号ホ中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に、「第十三条第三項の」を「第十三条第二項の」に改め、同条第二項第一号リ中「第七十五条第三項」を「第七十五条第二項」に、「第十七条第三項」を「第十七条第二項」に改める。

第百十一条第三項第一号リ及び同条第四項第一号ホ中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改め、同条第六項第一号ヘ中「独立行政法人福祉医療機構法第十六条第三項」を「独立行政法人福祉医療機構法第十六条第二項」に、「独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項」を「独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第二項」に改める。

第百十四条第九項中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改める。

附則第十六条中「第十九条第三項」を「第十九条第二項」に改める。

附則第十九条中「第十七条第三項」を「第十七条第二項」に改める。

附則第五十八条第一号ニ中「第十五条第三項」を「第十五条第二項」に改める。

第七章　文部科学省関係

（教育公務員特例法の一部改正）

第七十条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「及び特定独立行政法人」を「及び行政執行法人」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に、「指定行政執行法人（行政執行法人」に、「指定特定独立行政法人」を「指定行政執行法人の」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部改正）

第七十一条　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改め、同条第五項中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第七条の見出しを「（国立研究開発法人理化学研究所法及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法の特例）」に改め、同条第一項中「独立行政法人理化学研究所法」を「国立研究開発法人理化学研究所法」に改め、同条第二項中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改める。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第七十二条　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第十一条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

第十一条中第四項を第八項とし、第三項の次に次の四項を加える。

4　監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5　監事は、事業団がこの法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

6　監事は、その職務を行うため必要があるときは、事業団の子法人（事業団がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7　前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

第十一条の次に次の一条を加える。